

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
当日の翌日)

## 目 次

◇ 条 例 鳥取県米子商工労政事務所設置条例

鳥取県畜産振興資金貸付事業特別会計条例

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する  
条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する等の条  
例

鳥取県懐駒売買取締条例の一部を改正する等の条例

## 条 例

鳥取県米子商工労政事務所設置条例をここに公布する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第二十四号

鳥取県米子商工労政事務所設置条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十六条第一項の規定に基づき、商工業及び労働に関する事務を分掌させるため、鳥取県米子商工労政事務所を米子市に設置する。

(管轄区域)

第二条 鳥取県米子商工労政事務所の管轄区域は、米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域とする。

附 則

1 この条例は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

2 鳥取県労政事務所設置条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県倉吉労政事務所設置条例

第一条中「附則第四条第二項」を「第一百五十六条第一項」に、「基き、労政事務所を」を「に基づき、労働に関する事務を分掌させるため、鳥取県倉吉労政事務所を倉吉市に」に改める。

第二条を次のように改める。

(管轄区域)

第二条 鳥取県倉吉労政事務所の管轄区域は、倉吉市及び東伯郡の区域とする。

鳥取県畜産振興資金貸付事業特別会計条例をここに公布する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県畜産振興資金貸付事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、畜産振興資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、一般会計からの繰入金、畜産振興資金貸付事業により貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)に対する国からの補助金、貸付金の償還金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「千五百万円」を「千八百万円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例第二条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備を製造の事業の用に供する場合について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備を製造の事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表及び第四条の表中鳥取県立蚕業技術員養成所の項を削る。

附 則

この条例は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十八号

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する等の条例

（鳥取県財産評価審議会設置条例の一部改正）

第一条 鳥取県財産評価審議会設置条例（昭和三十八年三月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「七人」を「六人」に改める。

（鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部改正）

第二条 鳥取県自治研修所運営審議会設置条例（昭和三十一年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「一年」を「二年」に、「但し」を「ただし」に改める。

（危険物取扱者試験委員に関する条例の一部改正）

第三条 危険物取扱者試験委員に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七人」を「六人」に改める。

（鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部改正）

第四条 鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三十人」を「二十五人」に、「任命し又は」を「任命し、又は」に改め、同条第二号中「二十人」を「十六人」に改め、同条第三号中「九人」を「八人」に改める。

（鳥取県総合開発審議会条例の一部改正）

第五条 鳥取県総合開発審議会条例（昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「委員三十五人」を「委員二十四人」に改める。

（鳥取県医療扶助審議会条例の一部改正）

第六条 鳥取県医療扶助審議会条例（昭和三十年四月鳥取県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一年」を「二年」に、「但し」を「ただし、」に改める。

(鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例の廃止)

第七条 鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第八号)は、廃止する。

(鳥取県理容師美容師試験委員条例の一部改正)

第八条 鳥取県理容師美容師試験委員条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十人」を「十三人」に改める。

(鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例の一部改正)

第九条 鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十五人」を「八人」に改める。

(鳥取県クリーニング師試験委員条例の一部改正)

第十条 鳥取県クリーニング師試験委員条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十人」を「七人」に改める。

(鳥取県医療機関整備審議会条例の一部改正)

第十一条 鳥取県医療機関整備審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「委員三十名」を「委員十五名」に改める。

(鳥取県准看護婦試験委員条例の一部改正)

第十二条 鳥取県准看護婦試験委員条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「九人」を「八人」に改める。

(鳥取県公害対策審議会条例の一部改正)

第十三条 鳥取県公害対策審議会条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十人」を「十八人」に改める。

(鳥取県水質審議会条例の一部改正)

第十四条 鳥取県水質審議会条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十人」を「十九人」に改める。

(鳥取県温泉審議会条例の一部改正)

第十五条 鳥取県温泉審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「委員十五人」を「委員十三人」に改める。

(鳥取県自然環境保全審議会条例の一部改正)

第十六条 鳥取県自然環境保全審議会条例(昭和四十七年十月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三十人」を「二十七人」に改める。

(鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例の一部改正)

第十七条 鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一年」を「二年」に、「但し」を「ただし」、「に」、「前任者」を「前任者」に改める。

(鳥取県観光総合審議会設置条例の一部改正)

第十八条 鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「委員二十人」を「委員十九人」に改める。

(鳥取県農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正)

第十九条 鳥取県農村地域工業導入促進審議会条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十人」を「十六人」に改める。

(鳥取県農業振興審議会設置条例の一部改正)

第二十条 鳥取県農業振興審議会設置条例(昭和三十六年四月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十五人」を「二十四人」に改め、同条第二項第三号中「一四人」を「十三人」に改める。

(鳥取県卸売市場審議会条例の一部改正)

第二十一条 鳥取県卸売市場審議会条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十人」を「十九人」に改める。

(鳥取県改良普及員資格試験条例の一部改正)

第二十二条 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「九人」を「五人」に改める。

第十三条第一項中「一年」を「二年」に改める。

(鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正)

第二十三条 鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「八人」を「五人」に改める。

第十一条第一項中「一年」を「二年」に改める。

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第二十四条 鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「十八人」を「十五人」に改め、同条第二項第四号中「五人」を「二人」に改める。

(鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正)

第二十五条 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 土地区画整理審議会(第七条―第十五条)」を「第三章 削除」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第七条から第十五条まで 削除

(米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正)

第二十六条 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 土地区画整理審議会(第七条―第十五条)」を「第三章 削除」に改める。

第三章 削除

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第七条から第十五条まで 削除

(鳥取県地方港湾審議会条例の一部改正)

第二十七条 鳥取県地方港湾審議会条例(昭和四十九年六月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十人」を「十六人」に改める。

(鳥取県産業教育審議会条例の一部改正)

第二十八条 鳥取県産業教育審議会条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十四人」を「十一人」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「五人」を「四人」に改め、同項第四号中「三人」を「一人」に改める。

(鳥取県高等学校教育審議会条例の一部改正)

第二十九条 鳥取県高等学校教育審議会条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三十人」を「二十人」に改める。

(鳥取県教育課程審議会条例の一部改正)

第三十条 鳥取県教育課程審議会条例(昭和四十年三月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十人」を「十五人」に改める。

(鳥取県社会教育委員に関する条例の一部改正)

第三十一条 鳥取県社会教育委員に関する条例(昭和二十四年十月鳥取県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二十人」を「十五人以内」に改める。

(鳥取県立図書館協議会に関する条例の一部改正)

第三十二条 鳥取県立図書館協議会に関する条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「十五人」を「十人」に改める。

(鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部改正)

第三十三条 鳥取県立博物館協議会に関する条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二十五人」を「十五人」に改める。

(鳥取県文化財保護審議会条例の一部改正)

第三十四条 鳥取県文化財保護審議会条例(昭和五十年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二十人」を「十七人」に改める。

(鳥取県スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第三十五条 鳥取県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十三人」を「十一人」に改め、同条第二項第一号中「十二人」を「十人」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和五十九年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 昭和五十九年十一月七日
- 二 第六条の規定 昭和六十年四月十五日
- 三 第十七条の規定及び第二十三条中鳥取県林業改良指導員資格試験条例第十一条第一項の改正規定 昭和六十年九月一日
- 四 第三十四条の規定 昭和六十一年二月一日
- 五 第三十三条の規定 昭和六十一年四月一日
- 六 第三十一条及び第三十五条の規定 昭和六十一年六月一日

2 昭和五十九年十一月一日から昭和六十年八月三十一日までの間における第二十九条の規定による改正後の鳥取県高等学校教育審議会条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「十二人」とする。

3 昭和五十九年十一月一日から昭和六十一年六月三十日までの間における第三十二条の規定による改正後の鳥取県立図書館協議会に関する条例第二条の規定の適用については、同条中「十人」とあるのは、「十二人」とする。

鳥取県懐駒売買取締条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十九号

鳥取県懐駒売買取締条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県懐駒売買取締条例の一部改正)

第一条 鳥取県懐駒売買取締条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県子牛公正取引条例

第一条に見出しとして「(目的)」を付し、同条中「県内産の懐及び駒」を「県内産の子牛」に、「以て」を「もつて」に改める。

第二条に見出しとして「(定義)」を付し、同条中「懐及び駒とは」を「子牛とは、」に、「十二ヶ月」を「十二月」に、「牛及び馬」を「和牛」に改める。

第三条に見出しとして「(子牛市場の開設)」を付し、同条中「家畜市場開設者は懐駒売買」を「家畜市場の開設者は、子牛取引」に、「懐駒せり市場」を「子牛の競り売り市場(以下「子牛市場」という。)」に改める。

第四条に見出しとして「(子牛取引の制限)」を付し、同条中「懐及び駒はすべて前条のせり市場において、せりに附した」を「子牛は、子牛市場において競り売りに付した」に、「売買」を「売買し、」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、国、県その他知事が定める公共的団体が和牛の改良増殖のために売買し、又は交換する場合は、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定による競り売りは、生後四月以上の子牛についてこれを行うものとする。

第五条から第七条までを次のように改める。

(特例取引)

第五条 やむを得ない事由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、競り売りに付さないで子牛を売買し、又は交換することができる。

2 前項の規定により子牛を売買し、又は交換しようとする者は、あらかじめ、知事の承認を受け、子牛市場の開設者の評価を得なければならない。

(競り売り証明書等)

第六条 子牛市場の開設者は、競り売りに付し、又は評価した子牛について、その所有者に対し競り売り証明書又は評価証明書を交付しなければならない。

2 子牛の所有者は、子牛を売買し、又は交換したときは、前項の証明書を取引の相手方に交付しなければならない。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第八条に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「第四条第六條又は第七条」を「第四条第一項又は第五條第二項の規定」に、「貳万円」を「二万円」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同條の罰金刑を科する。

様式第一号及び様式第二号を削る。

(鳥取県種牡畜検査条例の一部改正)

第二条 鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県種雄豚検査条例

第一条から第四条までを次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、種付けの用に供する雄豚の検査を行うことにより、豚の改良増殖を促進し、もつて養豚の振興に寄与することを目的とす

る。

(種付けの制限)

第二条 雄豚は、その飼養者において、知事が行う種雄豚検査を受け、種雄豚証明書の交付を受けているもの(以下「種雄豚」という。)でなければ、種付けの用に供してはならない。ただし、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条の規定による種畜証明書の交付を受けているもの及び学術研究のため種付けの用に供されるものについては、この限りでない。

(種雄豚検査)

第三条 種雄豚検査は、生後八月以上の雄豚について行う。

2 種雄豚検査は、毎年一回定期に行う。ただし、知事が必要があると認める場合は、臨時に行うことができる。

(種雄豚検査員)

第四条 種雄豚検査は、種雄豚検査員が行う。

2 種雄豚検査員は、知事が任命する。

第五条を削り、第六条に見出しとして「(合格の基準)」を付し、同条中「種牡畜検査」を「種雄豚検査」に改め、同条各号を次のように改める。

一 家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第六条に規定する疾患(以下「疾患」という。)にかかつていないこと。

二 発育が良好であること。

第六条を第五条とし、同条の次に次の一條を加える。

(体型審査)



第六条 知事は、種雄豚検査に合格した雄豚について審査を行い、その  
体型により等級分類を行うものとする。

第六条の二を削る。

第七条に見出しとして「(種雄豚証明書等)」を付し、同条中「検査」  
を「種雄豚検査」に、「種牡畜には左耳に第二号(一)(二)様式の耳  
標をつけ」を「雄豚には耳標を付し」に、「第三号様式の種牡畜証明書」  
を「種雄豚証明書」に改める。

第八条に見出しとして「(種雄豚証明書の有効期間)」を付し、同条  
第一項中「種牡畜証明書」を「種雄豚証明書」に、「一箇年」を「一  
年」に、「但し」を「ただし」に、「六箇月以内の期間を」を「六月以  
内に」に、「ある」を「できる」に改め、同条第二項を削る。

第九条を次のように改める。

(種雄豚証明書の効力の取消し又は停止)

第九条 知事は、第十四条の検査の結果、疾患にかかっていると認めた  
種雄豚について、その疾患の程度により、種雄豚証明書の効力を取り  
消し、又は停止することができる。

2 知事は、前項の規定により種雄豚証明書の効力を停止した場合にお  
いて当該種雄豚の疾患が治つたときは、速やかにその停止を解除する  
ものとする。

第十一条を削り、第十条に見出しとして「(種雄豚証明書等の返納)」  
を付し、同条各号列記以外の部分中「種牡畜」を「種雄豚」に、「二  
十日以内に種牡畜証明書」を「種雄豚証明書等」に改め、同条第一  
号中「種牡畜証明書」を「種雄豚証明書」に改め、同条第二号中「種牡  
畜がへい死」を「種雄豚が死亡」に改め、同条第三号中「種牡畜」を「

種雄豚」に改め、同条第四号中「証明書」を「種雄豚証明書」に改め、  
「停止又は」を削り、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加  
える。

(種雄豚証明書等の提出及び返還)

第十条 種雄豚の飼養者は、前条第一項の規定により種雄豚証明書の効  
力を停止されたときは、種雄豚証明書及び耳標(以下「証明書等」と  
いう。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前条第二項の規定により種雄豚証明書の効力の停止を解除  
したときは、前項の規定により提出された証明書等を種雄豚の飼養者  
に返還するものとする。

第十二条から第十四条までを次のように改める。

(種雄豚証明書の提示等)

第十二条 種雄豚の飼養者は、種付けを受けようとする雌豚の飼養者又  
は種雄豚検査員から要求があつたときは、種雄豚証明書を提示しなけ  
ればならない。

2 種雄豚の飼養者は、種付け台帳を備えて、種付けに関する事項を記載  
し、かつ、これを三年間保存しなければならない。

3 種雄豚の飼養者は、種付けを受けた雌豚の飼養者から種付け証明書の  
交付を要求されたときは、正当な理由がなければこれを拒んではなら  
ない。

(報告)

第十三条 知事は、豚の改良増殖を促進するため必要があると認めると  
きは、種雄豚の飼養者に対し、報告を求めることができる。

(立入検査)

第十四条 知事は、豚の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種雄豚検査員に豚舎に立ち入らせ、関係者に質問させ、又は必要な検査を行わせることができる。

2 種雄豚検査員は、前項の規定による立入り、質問又は検査をする場合には、その身分を示す証券を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り、質問又は検査は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

第十五条に見出しとして「(手数料)」を付し、同条中「種牲畜検査」を「種雄豚検査」に改め、同条ただし書を削る。

第十六条に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「第二条、第九条及び第十三条の規定に違背した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「壹万円」を「一万円」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二条又は第十二条第一項の規定に違反した者

二 第十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(規則への委任)  
第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金又は科料の刑を科する。

第一号様式から第六号様式までを削る。

(鳥取県飼料検定条例の廃止)

第三条 鳥取県飼料検定条例(昭和五十二年三月鳥取県条例第六号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
(鳥取県種畜検査条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正前の鳥取県種畜検査取締条例(以下「旧条例」という。)第四条の規定によりせりに付された子牛は、第一条の規定による改正後の鳥取県子牛公正取引条例(以下「新条例」という。)第四条の規定による競り売りに付されたものとみなす。

3 旧条例第五条第一項の規定により子牛について交付されている証明書(同条第二項の規定によりせり済の印を押印された書類を含む。)は、新条例第六条第一項の規定により交付された競り売り証明書とみなす。  
(鳥取県種畜検査条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第二条の規定による改正前の鳥取県種畜検査条例第七条の規定により交付されている種牲畜証明書は、第二条の規定による改正後の鳥取県種雄豚検査条例第七条の規定により交付された種雄豚証明書とみなす。  
(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。